

## 長久手市物品売買契約約款

平成15年	5月28日	一部改正
平成18年	4月1日	一部改正
平成20年	4月1日	一部改正
平成20年	6月1日	一部改正
平成21年	4月1日	一部改正
平成22年	4月1日	一部改正
平成23年	4月1日	一部改正
平成24年	1月4日	一部改正
平成25年	4月1日	一部改正
平成26年	4月1日	一部改正
平成28年	4月1日	一部改正
平成29年	4月1日	一部改正

### (総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の物品売買契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に従い、これを履行しなければならない。

### (当然履行義務)

第2条 受注者は、この契約について契約書及び仕様書に明示されていない事項でも履行上当然に必要な事項については、発注者の指示に従い受注者の負担で施行するものとする。

### (権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

### (損害の負担)

第4条 物品の引渡前に発注者、受注者双方の責めに帰することのできない理由により発生した物品の亡失、毀損等の損害は、すべて受注者の負担とする。

### (検査及び引渡し)

第5条 発注者は、受注者から物品の納入があったときは、10日以内に受注者の立会いのもとにこれを検査し、合格と認めたものに限り引渡しを受けるものとする。

2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗、毀損したものは、すべて受注者の負担とする。

3 検査は、物品の総量の一部を検査することにより、全部の成績の適否を判定する方法によることができる。

4 受注者は、検査に合格しない物品については、発注者の指定する期間内に物品の取替えを行い、再検査を受けなければならない。

### (契約代金の支払)

第6条 受注者は、前条第1項の検査に合格したときは、書面をもって契約代金の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から30日以内（その末日が法令の規定により定められた金融機関の休日に当る時は、その日以降最初の金融機関の休日以外の日を当該期間の末日とみなす。）に代金を受注者に支払わなければならない。

### (契約内容の変更等)

第7条 発注者は、必要があると認めたときは、契約内容を変更し、又は納入を一時中止させること

ができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第8条 受注者は、天災その他その責めに帰することができない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、発注者に対して延滞なくその理由を明らかにした書面をもって納入期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

(履行遅延の場合における損害金等)

第9条 受注者は、その責めに帰すべき理由により納入期限までに物品の納入を完了することが困難であると認められるときは、延滞なくその理由を明らかにした書面をもって発注者に申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、発注者は、納期経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、受注者から損害金を徴収して納期を延長することができる。この場合における損害金の額は、遅延日数に応じ、未履行部分相当額に対し、年14.5パーセントの割合で計算した額とする。

- 3 発注者の責めに帰すべき理由により、第6条第2項の規定による契約代金の支払が遅れたときは、受注者は遅滞日数に応じ未受領金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、納入期限までに納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約に違反し、その違反により契約の目的を達することが困難であると認められるとき。
- (3) 発注者の行う検査に際し、その職務執行を妨げたとき。
- (4) 第13条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したとき（物品の全部の引渡しを受けなければ契約の目的が達せられないときを除く。）は、納入部分で検査に合格したものの引渡しを受けるものとし、当該納入部分に相応する契約代金を受注者に支払うものとする。

(契約が解除されたとき等の賠償)

第10条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

- (1) 前条第1項の規定によりこの契約を解除したとき、（物品の全部の引渡しを受けなければ契約の目的が達せられないときに限る。）
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、前項第2号に該当するものとみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について構成手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(発注者の解除権の例外)

第11条 発注者は、第10条第1項及び前条に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 第10条第2項及び前条の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(暴力団等排除に係る解除)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

(受注者の解除権)

第13条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により契約を履行することができなくなったときは、契約を解除することができる。

2 第10条第2項及び第11条第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(解除の通知)

第14条 発注者又は受注者は、第10条から第13条までにより契約を解除するときは、延滞なくその旨を相手方に通知しなければならない。

(妨害等に対する報告義務等)

第15条 受注者は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに警察へ

被害届を提出しなければならない。

- 2 受注者が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の市への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、市の調達契約からの排除措置を講じることがある。

(かし担保)

第16条 物品納入後、発注者において損傷等を発見した場合には、それが発注者の過失による場合を除き、受注者は、発注者の指定する期日までに良品との交換又は修理を行うものとする。

- 2 前項の場合において、受注者が交換又は修理に応ずる期間は、物品納入後1年間とする。

(補足)

第17条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、長久手市契約規則の定めるところによるほか、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。